

(前のページより続き)

〔国会事項〕

〔官庁報告〕

官庁事項

事務所の住所変更(海上保安庁)

労働

労働保険審査官及び労働保険審査会法  
第五条の規定に基づく関係労働者及び  
関係事業主を代表する者の候補者の推  
薦について(厚生労働省)

公聴会

電波監理審議会の意見の聴取について  
(電波監理審議会)

〔公 告〕

諸事項

官庁  
財団、有権者申出方、土地改良区役  
員の就任・退任及び就任関係  
裁判所  
相続、公示催告、失踪、除権判決、  
破産、免責、特別清算、再生関係  
特殊法人等

独立行政法人都市再生機構関係  
地方公共団体  
公債償還(東京都)関係  
会社その他

省 令

○財務省令第六十号

財務省設置法(平成十一年法律第九十五号)第  
十五号第五項、第十七号第二項及び第二十四号第  
二項の規定に基づき、財務省組織規則の一部を改  
正する省令を次のように定める。  
平成十七年八月一日

財務大臣 谷垣 禎一

財務省組織規則の一部を改正する省令  
(財務省令第六十号)の一部を次のように改正する。  
別表第二倉敷の項中、「吉備郡」を削る。  
別表第三鹿島の項中、「茨城県鹿島郡神栖町」を  
「神栖市」に改め、同表水島の項中、「小田郡 吉  
備郡」を、「小田郡」に改める。  
別表第九潮来の項管轄区域の欄中、「潮来市」を  
「潮来市 神栖市」に改め、同表倉敷の項中、「吉  
備郡」を削り、同表玉島の項中、「玉島郡」の下  
に、「船穂町船穂、船穂町水江、船穂町柳井原」  
を加える。

この省令は、公布の日から施行する。  
○農林水産省令第八十七号  
漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第  
六十五号第一項及び水産資源保護法(昭和二十六  
年法律第三百十三号)第四号第一項の規定に基づ  
き、指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の  
一部を改正する省令を次のように定める。  
平成十七年八月一日

附 則

農林水産大臣 島村 宣伸  
指定漁業の許可及び取締り等に関する省令  
の一部を改正する省令  
和三十一年農林省令第五号)の一部を次のように  
改正する。  
別表第二遠洋かつお・まぐろ漁業の項第三号中  
「第八号まで並びに第十号、第十一号、第十六号  
及び第十七号」を、「第十号まで及び第十六号」に  
改め、同項第九号を削り、同項第十号から同項第  
十三号までを一号ずつ繰り上げ、同項第十四号を  
同項第十三号とし、同号の次に次の一号を加える。

十四 西大西洋海域における  
遠洋かつお・まぐろ漁業に  
よる体重三・二千グラム  
未満のくるまぐろの採捕  
は、禁止する。

別表第二遠洋かつお・まぐろ漁業の項第十六号  
を削り、同項第十七号を同項第十六号とし、同号  
の次に次の一号を加える。

十七 西大西洋海域以外の大  
西洋の海域(地中海の海域  
を除く。)における遠洋かつ  
お・まぐろ漁業による体重  
六・四キログラム未満のく  
るまぐろの採捕は、禁止す  
る。

別表第二遠洋かつお・まぐろ漁業の項第十八号  
中、「四・八キログラム」を、「一〇・〇キログラム」  
に改める。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。  
○経済産業省令第七十六号  
工業所有権に関する手続等の特例に関する法律  
(平成二年法律第三十号)第三号第一項及び第五  
号第一項ただし書の規定に基づき、並びに同法を  
実施するため、工業所有権に関する手続等の特例  
に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次  
のように定める。  
平成十七年八月一日

経済産業大臣臨時代理  
国務大臣 中山 成彬

工業所有権に関する手続等の特例に関する  
法律施行規則の一部を改正する省令  
工業所有権に関する手続等の特例に関する法律  
施行規則(平成二年通商産業省令第四十一号)の  
一部を次のように改正する。  
第五条の二第一項第七号中、「第十五号第一項」  
の下に、「第二号」を加え、同項第八号中、「第十七  
条」を、「第十五号第五項」に改める。  
第六条第一項中、「第五十八号まで」を、「第五十  
九号まで」に改め、第二十二号第一項において準  
用する場合を含む。)の下に、「若しくは前条第一  
項」を加える。  
第十条に次の二号を加える。

五十九 法第十四条第一項(法第十六条におい  
て準用する場合を含む。)の規定による予納の  
届出(第十三条第一号に掲げる方法により予  
納の届出をする者が当該予納の届出を第十条  
の二第二項の規定による届出と同時にを行う場  
合に限る。)  
六十 第四条第一項の規定による氏名若しくは  
名称又は住所若しくは居所の変更の届出  
第十条の二第一項中、「及び」を、「から第三項ま  
で及び」に改める。

第十三条を次のように改める。  
(暗証番号の入力等)

第十三条 電子情報処理組織を使用して第十条の  
規定による特定手続を行う者(代理人により当  
該特定手続を行うときは、その代理人)は、次  
の各号のいずれかの方法によりその特定手続を  
行わなければならない。ただし、第十条第五号  
の規定による特定手続にあつては次の第二号に  
掲げる方法により、第十条第五十九号の規定に  
よる特定手続にあつては次の第一号に掲げる方  
法により、その特定手続を行わなければならない。  
一 インターネットを利用して特定手続を行う  
者にあつては、識別番号を電子計算機から入  
力し、かつ、第十条の二第一項の規定により  
入力する事項に係る情報に電子署名(電子署  
名及び認証業務に関する法律(平成十二年法  
律第百二号)第二条第一項に規定する電子署  
名をいう。以下同じ。)を行い、当該電子署名  
に係る次の各号のいずれかの電子証明書と併  
せて送信する方法  
イ 商業登記法(昭和三十八年法律第百二十  
五号)第十二条の二第一項及び第三項の規  
定に基づき登記官が作成した電子証明書  
ロ 前号に掲げるもののほか、特許庁長官が  
告示で定める電子証明書  
二 インターネットを利用して特定手続を行う  
者以外の者にあつては、識別番号及び第十五  
条第一項第二号に係る届出に際して届け出た  
暗証番号を電子計算機から入力する方法  
第十五条を次のように改める。  
(電子計算機の届出)

第十五条 第十条の二第二項、第二十三号の五及  
び第三十四号の四第二項の規定による届出は、  
第十三条第一号に掲げる方法により特定手続を  
行おうとする者にあつては次の第一号に掲げる  
事項について第十三条第一号の方法により、第  
十三条第二号に掲げる方法により特定手続を行  
おうとする者にあつては次の第二号に掲げる事  
項について書面により、行わなければならない。  
一 特定手続を行おうとする者の氏名又は名  
称、電子証明書に関する事項、使用しようとする  
電子証明書の他必要な事項  
二 特定手続を行おうとする者の氏名又は名  
称、電子計算機に関する事項、使用しようとする  
暗証番号その他必要な事項